

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）

診調組 税一参考資料1

2 5 . 3 . 1 8

第7条第一号ト

医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

第7条第一号ロ

低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書

（平成24年6月15日 民主党・自由民主党・公明党）

税関係協議結果

政府提出の税制抜本改革2法案については、以下のとおり修正・合意した上で、今国会中の成立を図ることとする。

○第7条（消費税率引上げに当たっての検討課題等）について

- 医療については、第7条第1号へ（※）に示した方針に沿って見直しを行うこととし、消費税率（国・地方）の8%への引上げ時までに、高額の投資に係る消費税負担について、医療保険制度において他の診療行為と区分して適切な手当を行う具体的な手法について検討し結論を得る。また、医療に関する税制上の配慮等についても幅広く検討を行う。

※ 3党合意による衆議院における法案修正により、①医療機関等の消費税負担に関する規定の条文番号が「第7条第一号へ」から「第7条第一号ト」にされ、②第7条第一号ロとして複数税率導入に関する検討規定が追加された。

平成25年度税制改正大綱（平成25年1月24日 自由民主党・公明党）

第三 検討事項

5 医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるように、医療保険制度における手当の在り方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

第一 平成25年度税制改正の基本的考え方

2 社会保障・税一体改革の着実な実施

(3) 消費税引上げに伴う対応

③ その他消費税引上げに係る措置

イ 軽減税率

- 消費税率の10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす。
- そのため与党税制協議会で、速やかに下記事項について協議を開始し、本年12月予定の2014年度与党税制改正決定時までに、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする。
- 与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会を設置し、適宜、検討状況を与党税制協議会に中間報告をする。
- 協議すべき課題
 - ・ 対象、品目
 - ・ 財源の確保
 - ・ 中小事業者等の事務負担増加、免税事業者が課税選択を余儀なくされる問題への理解
 - ・ その他、軽減税率導入にあたって必要な事項
 - ・ 軽減する消費税率
 - ・ インボイス制度など区分経理のための制度の整備